

(報告事項エ)

松本市個人番号の利用（市独自利用）事務の追加について

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定されている事務（法定事務）以外で、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務については、各地方公共団体が条例で定め、個人情報保護委員会へ届け出ることにより、独自に個人番号の利用を行うことができます（番号法第9条第2項）。これにより、年金や医療保険給付等の申請時に必要な所得証明書等の添付を省略することが可能となり、市民の利便性向上につながっています。

令和5年9月議会において、松本市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第67号。以下「条例」という。）第4条に規定する個人番号を独自利用する事務に、教育委員会所管の事務を追加しましたので、その概要について報告するものです。

2 追加する独自利用事務

次の事務について、対象要件の一つに世帯の所得要件があり、所得証明書の添付が必要であったため、独自利用事務を追加するもの

(1) 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務

過去実績

年度	証明書提出人数
令和2年度	11人
令和3年度	13人
令和4年度	15人

(2) 就学援助費の支給に関する事務

過去実績

年度	証明書提出人数
令和2年度	70人
令和3年度	45人
令和4年度	63人

3 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 条例改正 | 令和5年 9月25日 |
| (2) 個人情報保護委員会へ届出書の提出 | 10月13日 |
| (3) 個人番号の利用（情報連携）開始 | 令和6年 6月（見込み） |